

2024年10月8日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市職員組合

執行委員長 包國 雄太



勤務条件変更に係る協議に対する回答について

日頃から、職員組合の活動に対しご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和6年10月2日に行われました部長交渉にて協議をいただきました下記事項1.につきまして、人事院勧告の内容と千葉県人事委員会勧告の内容を比較したところ、初任給の引上げ額及び各級における平均改定率に若干の差異が生じているものの、民間給与との較差の是正、期末勤勉手当の引上げ、給与制度のアップデートのうち主事・技師に対する行政職給料表の引上げに係る遡及実施といった主たる事項について同一の勧告であったことから、佐倉市職員組合として、“妥結”することとしましたので、その旨、回答いたします。

また、下記事項2.につきましては、改めて交渉の場を設けていただきますようお願いいたします。

記

令和6年度人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定のうち、

1. 令和6年4月遡及適用の実施内容

給料及び期末勤勉手当の引上げ改定に係る差額の支給

2. 令和7年4月適用の実施内容

給料及び期末勤勉手当の改定

地域手当及び扶養手当ほか諸手当の改定

